

# 島根県報

号外第九三号

平成十五年七月二十五日

(金曜日)

## 規 則

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則

(農業経営課)

### 目 次

#### 公布された条例等のあらまし

#### ◇農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則(規則第八二号)

##### 一 規則の概要

##### 1 目的

農業参入を希望する企業に対し、農業参入に当たって必要な調査研究を行うための資金を貸与することにより、農業参入の環境を整備し、もって農業の担い手となる企業を育成確保することを目的とする。(第一条関係)

##### 2 定義

この規則における「農業」、「農業参入」及び「企業」を定義することとした。(第二条関係)

##### 3 調査研究支援資金の貸与

調査研究支援資金の貸与に関する事項を定めることとした。(第三条―第十一条関係)

##### 4 貸与資金の返還

貸与資金の返還に関する事項を定めることとした。(第十一条関係)

##### 5 返還の猶予及び免除

貸与資金の返還の猶予及び免除に関する事項を定めることとした。(第十二

#### 条―第十三条関係)

##### 6 延滞金

貸与資金の返還における延滞金について定めることとした。(第十四条関係)

##### 7 その他

その他必要な事項について定めることとした。(第十五条―第十八条関係)

##### 二 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

## 規 則

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県規則第八十二号

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則

##### (目的)

**第一条** この規則は、農業参入を希望する企業(以下「参入意向企業」という。)に対し、農業参入に当たって必要な調査研究を行うための資金を貸与することにより、農業参入の環境を整備し、もって農業の担い手となる企業を育成確保することを目的とする。

##### (定義)

**第二条** この規則において「農業」とは、耕作又は養畜の業務(これに付随する業務を含む。)をいう。

**2** この規則において「企業」とは、合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。

**3** この規則において「農業参入」とは、新たに本県の区域内(以下「県内」という。)において、企業又は当該企業が出資する法人が、業として農業を開始することをいう。

(調査研究支援資金の貸与)

**第三条** 県は、農業参入に当たって必要な調査研究を行う参入意向企業に対し、予算の範囲内において当該調査研究に必要な資金の二分の一を超えない額の資金(以下「調査研

究支援資金」という。)を無利息で貸与するものとする。

(貸与金額)

**第四条** 調査研究支援資金の額は、一企業につき二百万円以内とする。

(調査研究期間)

**第五条** 調査研究支援資金の貸与の対象となる調査研究を実施する期間(以下「調査研究期間」という。)は、第八条の規定により知事が調査研究支援資金の貸与を決定した日から一年以上以内とする。ただし、知事が特に必要と認める場合には、その期間は、当該貸与の決定の日から二年以内とする。

(連帯保証人)

**第六条** 調査研究支援資金の貸与を受けようとする参入意向企業は、株式会社にあつては取締役二名以上を、合名会社、合資会社及び有限会社にあつては社員二名以上を連帯保証人として立てなければならない。

(貸与の申請)

**第七条** 調査研究支援資金の貸与を受けようとする参入意向企業は、参入意向企業調査研究支援資金貸与申請書(様式第一号)に参入意向企業調査研究支援事業実施計画書(様式第二号)を添えて、知事に提出しなければならない。

(貸与の決定等)

**第八条** 知事は、前条に規定する申請に基づき調査研究支援資金を貸与するかどうかを決定し、その旨を参入意向企業に通知するものとする。

(調査研究支援資金の請求)

**第九条** 参入意向企業は、前条に規定する貸与の決定通知を受理したときは、参入意向企業調査研究支援資金貸与請求書(様式第三号)を当該決定通知の日から一月以内に知事に提出しなければならない。

(調査研究支援資金の貸与方法)

**第十条** 知事は、前条の参入意向企業調査研究支援資金貸与請求書を受理したときは、参入意向企業調査研究支援資金借用証書(様式第四号)と引換えに調査研究支援資金を一括して貸与するものとする。

(返還)

**第十一条** 調査研究支援資金の貸与を受けた参入意向企業(以下「借主」という。)は、

次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定める事由が生じた日の属する月の翌月から起算して三月以内に貸与を受けた調査研究支援資金の全額(第五号に該当するに至ったときは、知事が別に定める額)を一括返還しなければならない。

- 一 借主に農業参入の意思がなくなったとき。
- 二 調査研究期間が終了するまでに農業参入しなかったとき。
- 三 農業参入後一年以上以内に農業を行わなくなったとき。
- 四 調査研究支援資金を貸与の目的以外の目的に使用したとき。
- 五 事業計画の変更その他の理由により、調査研究に要する費用の額が減少することとなつたとき。

六 調査研究支援資金に関し、県に対して事実と相違した申出若しくは報告を行い、又は必要な事実の申出若しくは報告を怠つたとき。

七 この規則又はこの規則に基づく指示に従わなかつたとき。

八 前各号に定めるもののほか、将来調査研究支援資金の返還ができなくなるおそれがあると知事が認めるとき。

(返還期限の延長)

**第十二条** 知事は、借主が災害、経済事情の変動その他特別の事情により調査研究支援資金の返還が著しく困難であると認められる場合は、返還期限を延長することができる。

(返還の免除)

**第十三条** 貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和五十九年島根県条例第十二号)第二条の規定により債務の免除を受けようとする借主は、参入意向企業調査研究支援資金返還免除申請書(様式第五号)に債務の免除を受けようとする事由を証明し得る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(延滞金)

**第十四条** 借主は、正当な理由がなく調査研究支援資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(届出)

**第十五条** 借主は、第十一条第一号、第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちにその旨を参入意向企業調査研究支援資金返還事由届出書(様式第六号)に

より知事に届け出なければならない。

(調査研究実績報告書の提出)

**第十六条** 借主は、貸与の対象となつてゐる調査研究の実績を、参入意向企業調査研究支援事業実績報告書(様式第七号)により、調査研究終了後速やかに知事に報告しなければならない。

(書類の経由)

**第十七条** この規則の規定により知事に提出する書類は、業として農業を開始しようとする農地又は施設の所在地を所管する支庁又は農林振興センターの長を経由しなければならない。

(雑則)

**第十八条** この規則に定めるもののほか、調査研究支援資金の貸与に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第十八条の規定により貸与の決定をした調査研究支援資金については、なお従前の例による。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

参入意向企業調査研究支援資金貸与申請書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

企 業 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

㊟

資金の貸与を受けたいので農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 調査研究実施期間

年 月から 年 月まで

2 貸与を受けたい額

百万			千			円
----	--	--	---	--	--	---

3 連帯保証人 住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名

様式第 2 号 (第 7 条関係)

参入意向企業調査研究支援事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業実施(予定)期間

年 月から 年 月まで

3 事業内容

(1) 消費者ニーズの把握

調 査 対 象	調 査 方 法
調 査 内 容	

(注) 実績報告の際には調査結果を添付すること。

(2) 農産物・加工品等の販路調査

調 査 品 目	調 査 先	調 査 方 法

(注) 実績報告の際には調査結果を添付すること。

(3) 加工品等の研究・試作

対 象 作 物	研 究 内 容

(注) 実績報告の際には研究結果を添付すること。

(4) 先進地視察

時 期	視 察 先	視察人数	視 察 内 容
		人	

(注) 実績報告の際には視察結果を添付すること。

## (5) 技術研修

期 間	研修者数	研修方法	研修の内容
年 月 日から 年 月 日まで	人		

## (6) その他

実施目的	実施内容

(注) 実績報告の際には実施結果を添付すること。

## 4 事業費

事業区分	事業費(円)		積算内訳(実績内訳)
		資金(円)	
1 消費者ニーズの把握			
2 販路調査			
3 加工品等の研究・試作			
4 先進地視察			
5 技術研修			
6 その他			
合 計			

(注) 実績報告の際には実績を記入するとともに、証拠書類(請求書、領収書等)を添付すること。

様式第 3 号 (第 9 条関係)

参入意向企業調査研究支援資金貸与請求書

年 月 日

島根県知事 様

企業 の 名 称

代表者の氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で貸与決定通知のあった参入意向企業調査研究支援資金について、下記のとおり請求します。

記

	百万			千			円
請求金額							

(注) 債権債務者登録届出書を添付すること。

様式第 4 号 (第10条関係)

収入印紙  
はり付け  
欄

参入意向企業調査研究支援資金借用証書

年 月 日

島根県知事 様

借 主 所 在 地  
 企業 の 名 称  
 代表者の氏名 ①

連帯保証人 住 所  
 氏 名 ①

連帯保証人 住 所  
 氏 名 ①

百万			千			円
借用金額						

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則に基づき、下記条件を承認の上、上記金額を借用しました。

記

- 1 貸 付 利 息 無利子
- 2 延 滞 金 延滞元金につき年14.6パーセント
- 3 返還金の支払場所 知事の指定する金融機関

様式第 5 号 (第13条関係)

参入意向企業調査研究支援資金返還免除申請書

年 月 日

島根県知事 様

企業 の 名 称

代表者の氏名

㊟

貸与を受けた資金の返還債務の免除を受けたいので、農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則第13条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借 用 金 額 円
- 2 返 還 未 済 額 円
- 3 免除を受けようとする額 円
- 4 添 付 書 類 免除を受けようとする事由を証する書類

様式第 6 号 (第15条関係)

参入意向企業調査研究支援資金返還事由届出書

年 月 日

島根県知事 様

企業の名称

代表者の氏名

㊟

農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則第15条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

借入年度	貸与決定年月日	借入額	
年度	年 月 日	円	
返還事由発生年月日	返 還 事 由		返 還 金 額
年 月 日			円

様式第 7 号 (第16条関係)

参入意向企業調査研究支援事業実績報告書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

企業 の 名 称

代表者の氏名

印

下記のとおり事業を実施したので、農業参入意向企業調査研究支援資金貸与規則第16条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 事業実施の成果

○目標とする経営内容

作物名	初年度 ( 年)			2年後 ( 年)			3年後 ( 年)		
	作付面積 飼養頭数	生産量	販売額	作付面積 飼養頭数	生産量	販売額	作付面積 飼養頭数	生産量	販売額
合 計		—			—			—	

2 事業実施期間

年 月から 年 月まで

3 事業内容

※様式第 2 号の「3」に準じて記入すること。

4 事業費

※様式第 2 号の「4」に準じて記入すること。

毎週火・金曜日発行

平成十五年七月二十五日印刷  
平成十五年七月二十五日発行

発行者  
島  
根  
県

印刷所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)